



令和6年4月発行

独立行政法人

北方領土問題対策協会

電話 011-205-6121

札幌事務所

☎ 0120-404-251

〒060-0005 札幌市中央区北5条西6丁目2番地2 札幌センタービル16階

融資のご案内

<https://www.hoppou.go.jp/activity/loan/finance.html>

借入資格の承継について

<https://www.hoppou.go.jp/activity/loan/succession.html>



融資のご案内



借入資格の承継について

返還の火

心に点す

四島想い

北対協の融資制度のあらまし

北方地域(歯舞群島・色丹島・国後島及び択捉島)は、歴史的にみても国際法に照らしてみても疑う余地のない我が国固有の領土です。しかし、昭和20年8月、旧ソ連軍により占領されて以来、我が国の施政権が妨げられているという特殊な状態が現在も続いています。

このため、北方地域で暮らしていた元居住者や漁業を営んでいた旧漁業権者は、現在もお島々で生活することはもちろん、その周辺海域において漁業を営むこともできない困難な状況におかれています。

当協会の融資は、このような立場におかれている元居住者や旧漁業権者の方々に対し、「北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律」に基づき低利な資金を融通し、漁業をはじめとする事業や生活の安定を図ることを目的としています。

今日、元居住者等の方々の高齢化が進みその生活基盤も次世代の子や孫に依存せざるを得ない状況にあることから、平成8年10月には、生計を維持している子等の方へ借入資格を譲る「生前承継」が創設されました。

平成20年4月には、元居住者の居住要件の一部が緩和され、また生前承継要件を満たしていたにもかかわらず、不測の事態により手続きをとることなく亡くなられた方の資格についても「死後承継」が可能となりました。

さらに平成31年4月には、生計維持や生活安定等の一定の要件を満たすことにより新たに配偶者を含めた複数名に承継が可能となりました。

これからも当協会の融資業務が、元居住者や旧漁業権者の方々の生活の安定に引き続き貢献することにより、一日も早い北方領土問題の解決に向け、返還運動を推進している元居住者等の方々の活動を支える一翼を担いたいと願っております。

委託金融機関は 下記の本支店です。

(注：修学・生活資金は協会へ直接お申し込み下さい。)

道内の金融機関

本店所在地	金融機関名
札幌市	北洋銀行
札幌市	北海道銀行
旭川市	旭川信用金庫
網走市	網走信用金庫
森町	渡島信用金庫
帯広市	帯広信用金庫
北見市	北見信用金庫
釧路市	釧路信用金庫
根室市	大地みらい信用金庫
伊達市	伊達信用金庫
苫小牧市	苫小牧信用金庫
江差町	道南うみ街信用金庫
浦河町	日高信用金庫
滝川市	北門信用金庫
札幌市	北海道信用金庫
留萌市	留萌信用金庫
稚内市	稚内信用金庫

道外の金融機関

本店所在地	金融機関名
富山市	北陸銀行
東京都	三井住友信託銀行
富山市※	東日本信漁連(旧富山県信漁連)
八戸市	青い森信用金庫
由利本荘市	羽後信用金庫
高岡市	高岡信用金庫
銚子市	銚子信用金庫
弘前市	東奥信用金庫
魚津市	にいかわ信用金庫

※ 東日本信漁連 富山支店 所在地